

## 伊豆の国市公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により最終被選定者等を選定するため、下記のとおり公告する。

令和8年4月6日

伊豆の国市長 山下 正行



### 1 プロポーザルに付する事項

#### (1) 業務名

伊豆の国市公共施設予約システム構築業務

#### (2) 業務の目的

本市の「公共施設予約システム」を刷新し、デジタル社会における行政課題に対応するとともに、住民がより快適に行政サービスを楽しむことができるようにすることを目的とする。

#### (3) 業務の内容

##### ①公共施設予約システム（以下、「本システム」という。）の初期構築作業

- ・ ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
- ・ システムの初期セットアップ
- ・ テストの実施及び当市職員によるテスト実施への支援
- ・ データ移行

##### ②本システムの提供

##### ③本システムの運用・保守

##### ④本システム導入に係るプロジェクト管理

##### ⑤会議体運営

##### ⑥研修

なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

#### (4) 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 2 参加することができる者の資格要件に関する事項

本プロポーザルに参加することができる者は、参加申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (3) 本件業務と同種の事業活動（公共施設予約システムその他これに類する情報システムの構築又は運用業務をいう。）に関連して、現に係属中の訴訟において被告となっていない者であること。
- (4) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの停止処分などの事実があり、経営状況が著しく不健全でないと認められる者であること。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがされていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がされていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がされていない者であること。
- (10) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属していない者であること。
- (11) 暴力団員又は暴力団員でなくなったその事業活動日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人でない者であること。
- (12) 公告日から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置したプロポーザル審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者でないこと。
- (13) 日本国内の官公庁（一部事務組合を含む）において、本件業務を元請として、過去 5 年以内に完了した 3 件以上の履行した実績を有する者であること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、この要領において求める要件を満たしていること。

### 3 日程に関する事項

項目	日程
公告	令和 8年 4月 6日 (月)
質問書の受付期間	令和 8年 4月 7日 (火) 8時30分から 令和 8年 4月13日 (月) 正午まで
質問書回答の公開	令和 8年 4月16日 (木)
参加表明書及び参加資格確認書類受付期間	令和 8年 4月20日 (月) 8時30分から 令和 8年 4月27日 (月) 17時15分まで
参加資格確認結果通知	令和 8年 5月 1日 (金) 予定
提案書及び参考見積書等受付	令和 8年 5月11日 (月) 8時30分から 令和 8年 5月25日 (月) 17時15分まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8年 6月10日 (水) 予定
審査結果通知	令和 8年 6月12日 (金)
契約	令和 8年 6月 下旬 予定

### 4 最終被選定者等の選定に関する事項

市は、伊豆の国市公共施設予約システム構築業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が最終被選定者及び次点被選定者を選定する。

なお、提案者が1者であった場合も、審査選定をする。

### 5 契約等に関する事項

本プロポーザルは、本業務の適正な最終被選定者及び次点被選定者を決定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

#### (1) 業務内容に関する協議

- ①最終被選定者は、市と仕様書及び最終被選定者が提出した提案書を踏まえ、協議を行って仕様を定めるものとする。
- ②最終被選定者との協議が整わなかった場合や最終被選定者が契約を辞退した場合は、次点被選定者であった者と協議を行うものとする。
- ③上記②となった場合は、最終被選定者を次点被選定者と読み替える。

#### (2) 契約手続

市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、最終被選定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で契約を締結する。

#### (3) 契約金額

契約金額は、上記(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。  
なお、当該見積書の見積額は提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

## 6 その他事項

本プロポーザルに関する詳細は、「伊豆の国市公共施設予約システム構築業務プロポーザル実施要領」による。

## 7 担当課

伊豆の国市役所 教育部生涯学習課

所在地：〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346 番地の 1

電話：055-948-1461

FAX：055-948-1470

メールアドレス：[syakai@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:syakai@city.izunokuni.shizuoka.jp)